

函 福 管

令和4年(2022年)3月30日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

生活保護記録簿の紛失について

(保健福祉部管理課)

生活保護記録簿の紛失について

1 これまでの主な経過

福祉事務所湯川福祉課において、令和4年2月10日から12日に、生活保護受給者の個人情報に記載された生活保護記録簿を保管している保管庫(スチールロッカー)の更新のため入替作業を実施した。

2月10日に記録簿と受給者名簿を突合したうえで保管庫から出し、2月12日に新保管庫に入れた際に、記録簿が12世帯分ないことに担当職員が気づき、管理職に報告のうえ書類を探したが発見できなかった。

以降、他の生活保護記録簿の確認や庁舎内外の搜索、湯川福祉課職員全員からの聞き取り調査などを行ったが、現時点で発見に至っていない。

なお、他の生活保護記録簿については、揃っていることを確認しているほか、当該記録簿に関する情報漏洩に伴う被害および第三者からの通報は確認されていない。

2 紛失した書類

生活保護の申請から決定までの関係書類および訪問記録や収入申告書等の各種書類 12世帯分

3 紛失の原因等

一般の生活保護記録簿の紛失については、保管庫入替の際に旧保管庫に入ったまま処分した可能性を含め様々検証したが、現時点で、原因は特定できていないものである。

しかしながら、記録簿と受給者名簿の突合方法や記録簿を出した後の旧保管庫の総括的な確認といった作業手順において、個人情報保護にさらに配慮するなど、反省すべき点があったと考えている。

なお、生活保護業務に係る個人情報の保護については、通常業務の中においては、「個人情報に記載された書類の管理について」に基づき、保管庫の鍵の施錠など意識を持って取り組んできている。

4 再発防止と今後の対応

(1) 今後、今回のような保管庫の更新などの特殊作業がある場合は、名簿等との突合作業は必ず複数人で行うことや作業の段階毎に突合するなど、個人情報保護に対応する作業手順について十分に検討する。

(2) 生活保護記録簿をはじめ個人情報に記載された書類の管理について、本庁および湯川、亀田両支所の全生活保護担当職員に対し、生活保護記録簿の定期的な所在確認や退庁時等の施錠、業務上やむを得ず外部に持ち出す場合の管理職による承認手続き等について文書ならびに口頭にてあらためて周知徹底を行った。